

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の証明をお持ちでない方へ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）の手続きにあたり、現在の状態を証明する必要があるため、「女性のための相談窓口」（平塚市役所本館7階 人権・男女共同参画課（719窓口））にて、御相談いただきます。事前に面談予約の上、下記の申請書類等をお持ちになって、面談の前に、福祉総務課福祉総務担当（本館1階多目的ホール2）にお越してください。

※「女性のための相談窓口」※

月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～午後4時 電話0463-21-9611

給付金の申請は「女性のための相談窓口」で作成された確認書を基に、後日申出者に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）支給要件確認書」を郵送しますので、お手元に届きしだい、必要事項を記入のうえ、受取口座を確認できる書類の写し等添付書類とともに、同封の返信用封筒に入れて、令和6年5月31日（金）（当日消印有効）までに郵送してください。

受付から1か月程度で、対象世帯に給付金を振り込みます。

『女性のための相談窓口』では、下記2「DV等被害申出受理確認書」を作成します。当日交付できない場合は、人権・男女共同参画課から福祉総務課福祉総務担当に直接送付されます。

申請書類等を確認しますので、面談前に必ず福祉総務課福祉総務担当にお越しください。

	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）	申請手続き書類一覧
1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）用配偶者暴力被害申出受理確認書の申請について	
2	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）用DV等被害申出受理確認書	
3	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分・拡充分）に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書	
（以下、家計急変世帯の申請のみ）		
4	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）	
5	簡易な収入（所得）見込額の申立書	
6	申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）	
7	受取口座を確認できる書類の写し（コピー）	
8	令和5年中の収入の見込額又は任意の1か月の収入の状況を確認できる書類の写し（コピー）	

書類についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

1～3は、福祉総務課臨時給付金担当（0463-71-6632）まで

4～8は、平塚市臨時特別給付金コールセンター（0463-79-5229）まで

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するお問い合わせは、平塚市臨時特別給付金コールセンター（0463-79-5229）にお願いします。



（事務担当は平塚市福祉総務課臨時給付金担当）